

# 消防広域化関係資料

消防庁 消防・救急課

平成27年7月

# 市町村の消防の広域化の推進

## 1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化
- 救急等に関する住民ニーズの変化
- 少子高齢社会、人口減少時代に突入

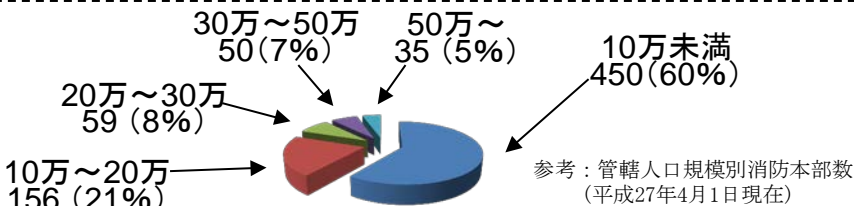
- ◎ 消防を取り巻く環境の変化に的確に対応する必要性
- ◎ 消防体制の確立や消防力の拡充のため、広域化は重要

## 2 消防本部の現状

- 平成6年以降、市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少

平成3年 936 → 平成6年 931 → 平成19年 807 → 平成27年 750  
(各年4月1日の数値)

- 管轄人口10万未満の小規模な消防本部が未だ多数存在



## 3 広域化の実績(平成27年4月1日現在)

- 実績:平成18年消防組織法改正以降、39地域で広域化が実現

- ※例 ① 奈良県広域消防組合 (管轄人口約91万人)  
平成26年4月1日に11消防本部(37市町村)が広域化  
② 埼玉西部消防局 (管轄人口約78万人)  
平成25年4月1日に4消防本部(5市)が広域化

- 今後の見込み:7地域で期日を明らかにし、広域化に向けた協議が進展

## 4 現行の消防の広域化の推進スキーム

- 平成18年6月 「消防組織法の一部を改正する法律」公布・施行
- 平成18年7月 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」告示
  - ・消防本部の規模の目標は、おおむね30万以上とすることが適当。
  - ・平成24年度までを目途に広域化を実現。

- 平成25年4月1日「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正
  - ・消防の広域化の期限を平成30年4月1日まで延長
  - ・消防本部の規模の目標を、おおむね30万以上から、地域の実情を十分考慮することへ
  - ・国及び都道府県の支援を集中的に実施する「消防広域化重点地域」の枠組みを創設

## 5 重点地域の指定について

- 重点地域の指定は、市町村の消防の現況及び将来の見通し、市町村の意見、その他地域の実情を勘案して、都道府県知事はその判断により行うもの(平成25年4月1日付 消防消第70号 長官通知)

- 重点地域の指定の対象となる地域は次のとおり(基本指針)
  - ① 「今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域」
  - ② 「広域化の気運が高い地域」

消防の広域化推進期限(平成30年4月1日)に向け、広域化の推進に一層取り組まれるよう都道府県知事へ要請。(平成27年4月27日付 消防消第91号 次長通知)

## 6 消防庁の今後の取組


- 消防広域化推進アドバイザーの派遣について、要望に応じて派遣を展開
- 消防広域化マニュアル、事例集を積極的に広報し、普及を促進
- 消防広域化重点地域に対して、消防の広域化に必要な経費等について重点的に財政支援

## 期限内の広域化の推進について（平成27年4月27日消防庁次長通知）

消防の広域化推進期限（平成30年4月1日）に向け、広域化の推進に一層取り組まれるよう都道府県知事へ要請。


### 消防広域化重点地域の指定

- 都道府県内の市町村の消防の現状及び将来の見通しをあらためて再検証すること。
- 次の地域については、あらためて関係市町村の意見を聴取するとともに、今後の消防体制の確保の方策を確認したうえで、重点地域の指定の必要性を判断し、広域化の必要性が高いと認める場合には速やかに指定すること。

- 
- 1 職員数が50人以下の小規模消防本部で、今後十分な消防防災体制が確保できないおそれがあると考えられる消防本部
  - 2 非常備町村
  - 3 広域化を希望しているが広域化の組合せが決まっていない消防本部を含む地域

### 更なる積極的な支援策の検討・実施

- これまでに広域化を実現した消防本部の所在する都道府県では次のような支援策があることから、都道府県においては、広域化の推進のためにより積極的な支援策を検討していただきたいこと。

- 
- 1 広域化の協議に際し、市町村の協議会の事務局に都道府県の職員を派遣するなどの人的支援
  - 2 指令センター、消防無線などの施設整備、車両整備の経費に対する助成などの財政支援

### 消防広域化推進アドバイザー制度等の活用

- 消防広域化推進アドバイザー制度は、広域化の効果や課題の理解から広域化を協議している市町村が抱える個別の課題に対する具体的な対処方法まで様々な事項に対応可能であるので、地方公共団体や協議会等において、当該制度を積極的に活用していただきたいこと。
- 広域化のメリット、課題及びその解決事例、事務手続に関する情報等を掲載したマニュアル及び先進事例を消防庁ホームページに掲載していることから活用していただきたいこと。

## 市町村の消防の広域化の理念及び定義 (第31条)

- 理念 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。
- 定義 2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。)を共同して処理することとすること又は市町村が他の市町村に消防事務を委託すること。

## 消防庁長官の定める基本指針 (第32条)

- 消防庁長官は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための基本指針を定める。
  - ・ 自主的な市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項
  - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

## 都道府県の定める推進計画 (第33条)

- 都道府県は、広域化を推進する必要があると認める場合には、その市町村を対象として、推進計画を定めるよう努めなければならない。
  - ・ 広域化対象市町村の組合せ
  - ・ 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項
  - ・ 防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 推進計画の策定又は変更の際には、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 都道府県知事は、広域化対象市町村に対し、必要な調整・援助等を行う。

## 広域化対象市町村の定める広域消防運営計画 (第34条)

- 広域化対象市町村は、その協議により、広域化後の消防の円滑な運営を確保するための計画を作成
  - ・ 消防本部の位置及び名称
  - ・ 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保
- 広域消防運営計画作成のために地方自治法上の協議会を設ける場合には、構成員の特例を設ける。

## 国の援助及び地方債の配慮 (第35条)

- 国は、都道府県及び市町村に対して、情報の提供その他の必要な援助を行う。
- 広域化対象市町村が推進計画の組合せに基づき広域化した場合は、地方債について特別の配慮を行う。

- 施行期日 : 公布の日 [ 平成18年6月14日 ]
- 広域化前に消防長であった者の階級に関する経過措置を定める。

# 消防の広域化に対する財政措置(平成27年度)

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的に財政措置を行う。

## 市町村分

### 1 消防広域化準備経費 [特別交付税]

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

### 2 消防広域化臨時経費 [特別交付税]

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

- ①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費
- ②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費
- ③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費
- ④その他広域化整備に要する経費

### 3 消防署所等の整備 [緊急防災・減災事業債]

(1) 広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等(一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。)の増改築(再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。)

(2) 統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築

(3) (1)、(2)以外の整備 [一般単独事業債]  
充当率90% [通常充当率: 75%]

※ 消防署所等 消防署、出張所及び指令センター

## 緊急防災・減災事業債

### ○ 対象事業

地域の防災力を強化するための施設の整備、災害に強いまちづくりのための事業などの地方単独事業等を対象

### ○ 財政措置

- ・ 地方債充当率 100%
- ・ 交付税算入率 70%

### 4 消防指令センター(指令装置等)の整備 [緊急防災・減災事業債]

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

### 5 消防用車両等の整備 [緊急防災・減災事業債]

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防用車両等の整備を支援する。

### 6 その他

#### ○ 国庫補助金の配分について

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

## 都道府県分

### 1 消防広域化推進経費

消防広域化重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

### 2 広域対象市町村に対する支援に要する経費 [特別交付税]

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

# 消防広域化の方式

## ○制度の概要

### 「 一部事務組合 」

普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。

一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該一部事務組合が制定することとなる。

## ○経費の負担

組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方法を規約の中で定める。

## ○制度の概要

### 「 事務の委託 」

普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度である。

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。

事務の委託の成立により事務の受託をした普通地方公共団体又はその機関が当該事務を処理することとなり、委託をした普通地方公共団体が自ら当該事務を管理執行したのと同様の効果を生ずる。事務の委託により、当該事務についての法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体又はその機関に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うこととなる。

## ○経費の負担

委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託をした普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。

## ○制度の概要

### 「 広域連合 」

地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために協議により規約を定め、都道府県が加入するものにあつては総務大臣その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。

一部事務組合と比較し、国、都道府県等から直接に権限等の委任を受けることができることや、直接請求が認められているなどの違いがある。

広域連合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外され、広域連合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は当該広域連合が制定することとなる。

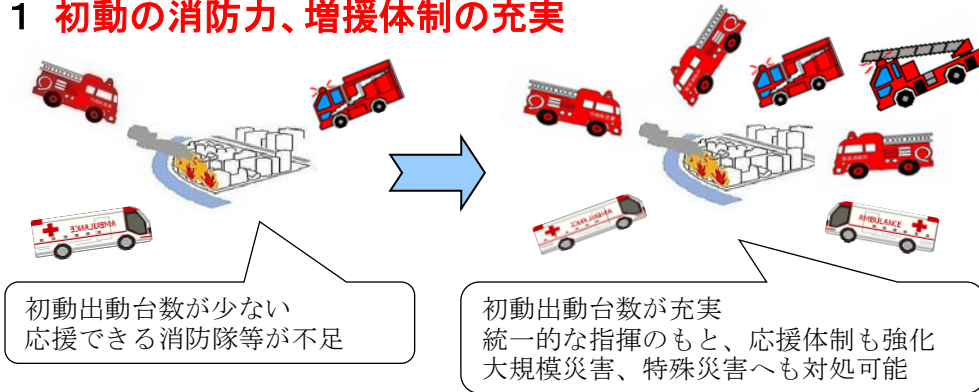
## ○経費の負担

広域連合の経費は、規約の中で定める。広域連合の構成団体が分担する場合は、その割合を構成団体の人口、面積、地方税の収入額、財政力その他客観的な指標に基づき定める。

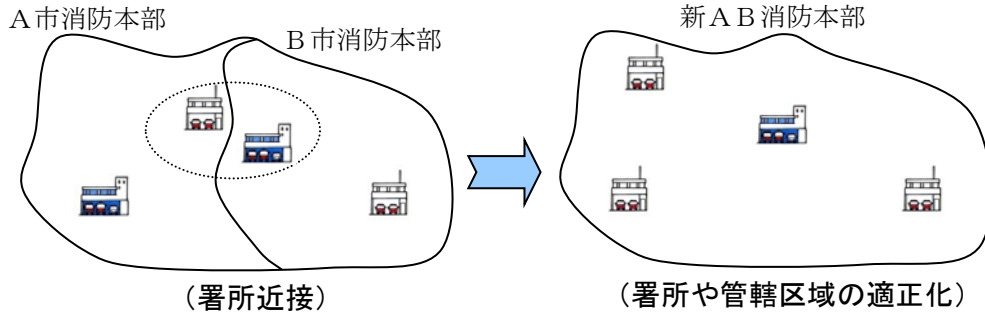
# 広域化により期待できるメリット

## ① 住民サービスの向上

### 1 初動の消防力、増援体制の充実



### 2 現場到着時間の短縮



## (例)小田原市消防本部における広域化前後の効果の実例

### ○火災初動対応(第一出動)時の広域化前後の出動車両数 比較

火災発生地	出動車両台数	
	ポンプ車等	
	広域化前	広域化後
松田町神山地区(建物火災)	6	10
小田原市曾比地区(その他火災)	6	10
小田原市栢山地区(建物火災)	6	10
南足柄市塚原地区(建物火災)	6	10

### ○救急出動における広域化前後の現場到着時間比較 (平成25年4～8月期)

(単位 分:秒)

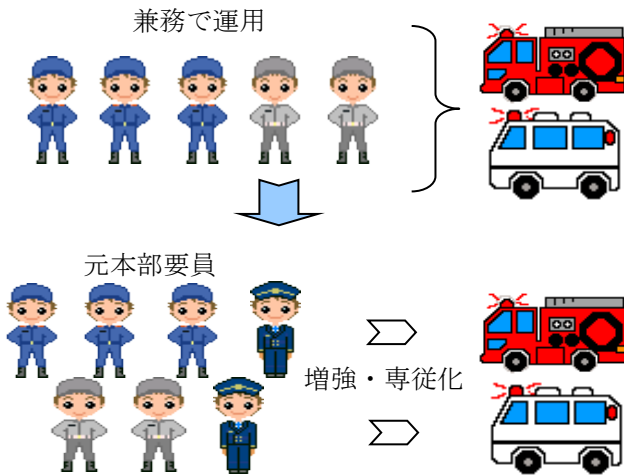
地区名	H24年(広域化前) 平均所要時間 <覚知～到着>	H25年(広域化後) 平均所要時間 <覚知～到着>	時間短縮効果
小田原市小竹	12:11	7:20	△4:51
小田原市小船	11:27	8:41	△2:46
小田原市沼代	11:10	9:18	△1:53
小田原市北ノ窪	7:33	6:32	△1:01
大井町上大井	10:44	8:54	△1:51
大井町西大井	10:18	8:05	△2:13

### <初動の消防力、増援体制の充実及び現場到着時間の短縮の例>

- 災害現場への迅速な増援が可能となった。(北はりま消防本部)
- 第1出動体制ではしご車を出動させることができなかった地域に、はしご車を出動させることができるようになった。(埼玉東部消防組合消防局)
- 第1出動体制で消防車両が5台出動していた地域に7台出動させることが可能となった。(宇部・山陽小野田消防局)
- 構成市の隣接地域で発生した災害現場への到着時間の短縮が図られた。(砺波地域消防組合消防本部)
- 救急自動車の現場到着時間が短縮され、広域化前に発生していた全車出動による救急自動車の不在状態が解消された。(埼玉西部消防局)

## ② 人員配備の効率化と充実

### 1 現場要員の増強



### 2 予防業務・救急業務の高度化・専門化



火災原因調査専従員の育成



査察・違反処理専門員の育成



救急救命士の育成

### (例) 佐賀広域消防局(佐賀県)

消防の広域化に併せて署所を新設し、消防力の拡充を行った例



神埼消防署吉野ヶ里出張所を新設（平成27年2月運用開始）  
広域化による財政支援及び人員配備の効率化により、出張所を新設

### (例) 奈良県広域消防組合消防本部

○ 消防通信指令業務、本部機能の統合による現場等への人員再配置効果

(広域化前)	11消防本部体制	広域化	平成33年度体制	人員の再配置効果	
本部要員	276名		120名	△156	△210
通信指令要員	94名	40名	△54		

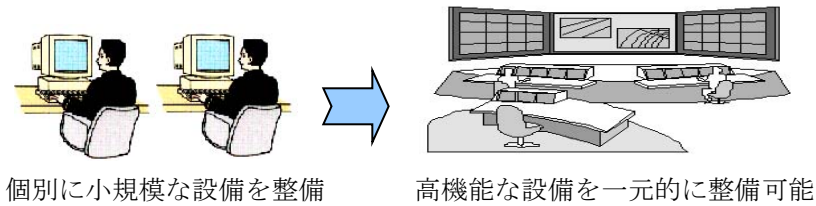
### <現場要員の増強や予防業務・救急業務の高度化・専門化の例>

- 管轄人口が中核市規模となったことを踏まえ高度救助隊を発足させることができた。(小田原市消防本部)
- 本部機能の統合により警防要員を増員し、新たに指揮隊を2隊配備することができた。(宇部・山陽小野田消防局)
- 非常備消防であった舟橋村に分遣所が整備され、平成26年10月1日より運用開始。(富山県東部消防組合消防本部)

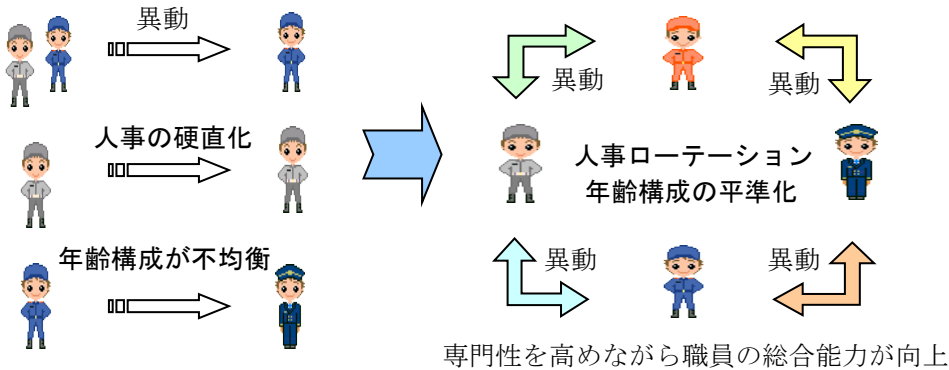


### ③ 消防体制の基盤の強化

#### 1 高度な消防設備、施設等の整備



#### 2 適切な人事ローテーションによる組織の活性化



#### <高度な消防設備、施設等の整備及び組織の活性化の例>

- 職員の長期間の派遣、研修受講等の人員確保が容易になり、職員の資質向上が図られるようになった。(置賜広域行政事務組合消防本部)
- 重複投資の回避による経費節減が図られ、財政規模が拡大したことにより高度な施設等を計画的に整備できるようになった。(東近江行政組合消防本部)
- ネットワークの構築(人事給与、財務会計、文書管理システム及びグループウェア)により、事務の効率化が図られた。(泉州南広域消防本部)

#### (例)北はりま消防本部(兵庫県)

##### ○高機能消防指令センター

広域化前の3本部がそれぞれ消防指令センター(装置)を整備した場合、その見積額の合計は11億4千万円であった。

それが、広域化によって5億8千万円(見積額)で、より高機能な消防指令センター(装置)を整備することが可能となった。

さらに、国の財政措置を活用することでより支出を抑えることが可能。



#### (例)埼玉東部消防組合消防局(埼玉県)

##### ○ 人事ローテーションによる組織の活性化

旧本部単位では異動先が少なく、人事の硬直化が課題であったが、広域化後、異動先が増えたことにより組織の活性化が図れた。

#### (例)宇部・山陽小野田消防局(山口県)

##### ○ 派遣研修の充実

広域化により人員確保が容易になり、消防大学校及び県消防学校への職員の派遣が可能となった。

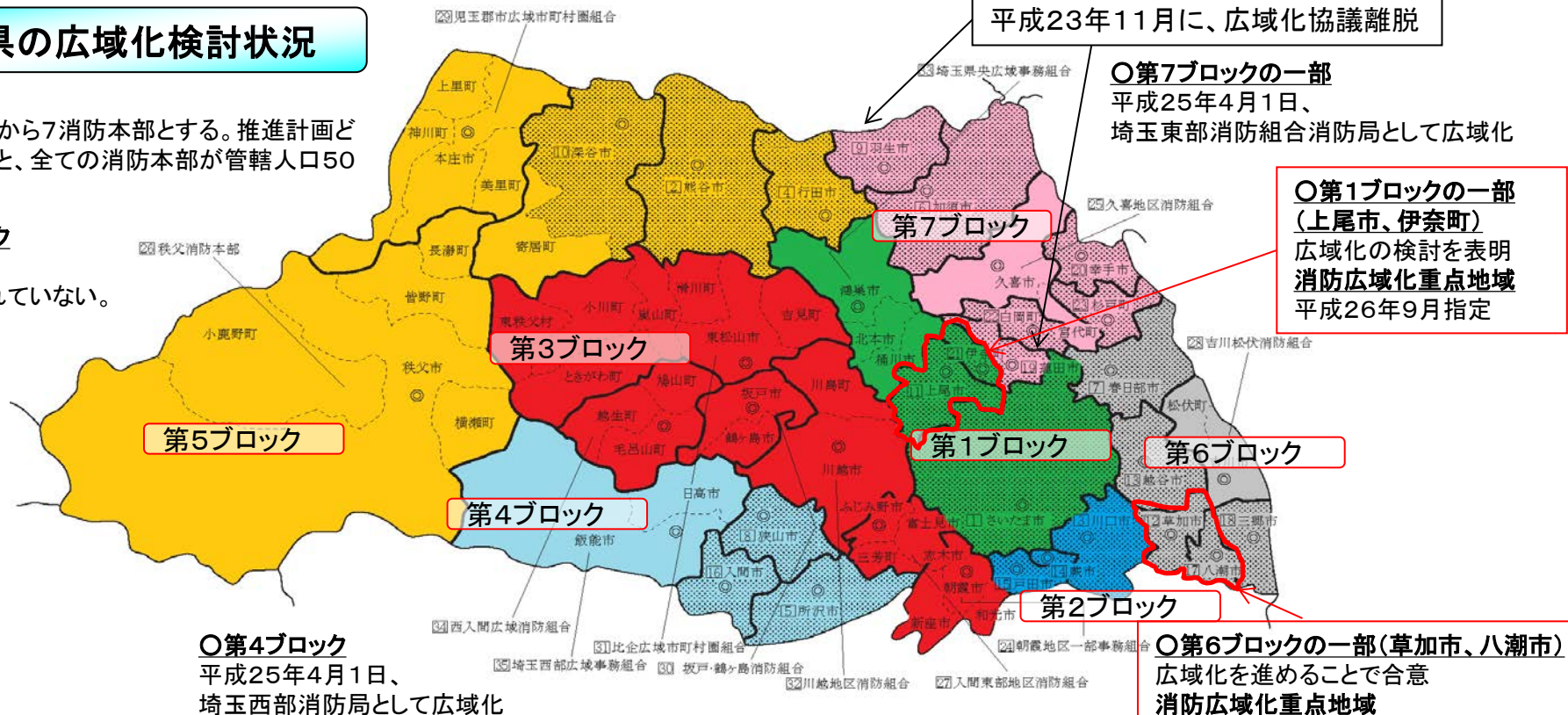
# 埼玉県の広域化検討状況

## < 推進計画概要 >

現在の36消防本部から7消防本部とする。推進計画どおりに広域化されると、全ての消防本部が管轄人口50万人以上となる。

### ○第2、3、5ブロック

実現時期未定  
十分な協議がなされていない。



## ○ 広域化を実現した消防本部

消防本部名	消防本部名	検討組織	現人口	消防職員(定員)	構成市町村 (※白岡市については平成24年10月1日現在)	
埼玉西部消防局	所沢市消防本部	埼玉県消防広域化第4ブロック協議会(常勤協議会)	789,388	342,735	345	所沢市
	狭山市消防本部			156,321	172	狭山市
	入間市消防本部			150,326	157	入間市
	埼玉西部広域消防本部			140,006	203	飯能市 日高市
埼玉東部消防組合消防局	久喜地区消防組合消防本部	消防広域化第7ブロック協議会(常勤協議会)	458,207	189,004	247	久喜市 宮代町
	加須市消防本部			116,968	153	加須市
	幸手市消防本部			54,231	120	幸手市
	白岡市消防本部			50,839	76	白岡市
	杉戸町消防本部		47,165	92	杉戸町	

## 奈良県の広域化

県下11消防本部(10市15町11村)並びに野迫川村が、常勤の協議会(「奈良県消防広域化協議会」)を設置し、一部事務組合方式により平成26年4月1日に広域化

### ○消防本部の位置

奈良県橿原市慈明寺町149-3(旧 中和広域消防組合消防本部)

### ○消防本部の名称

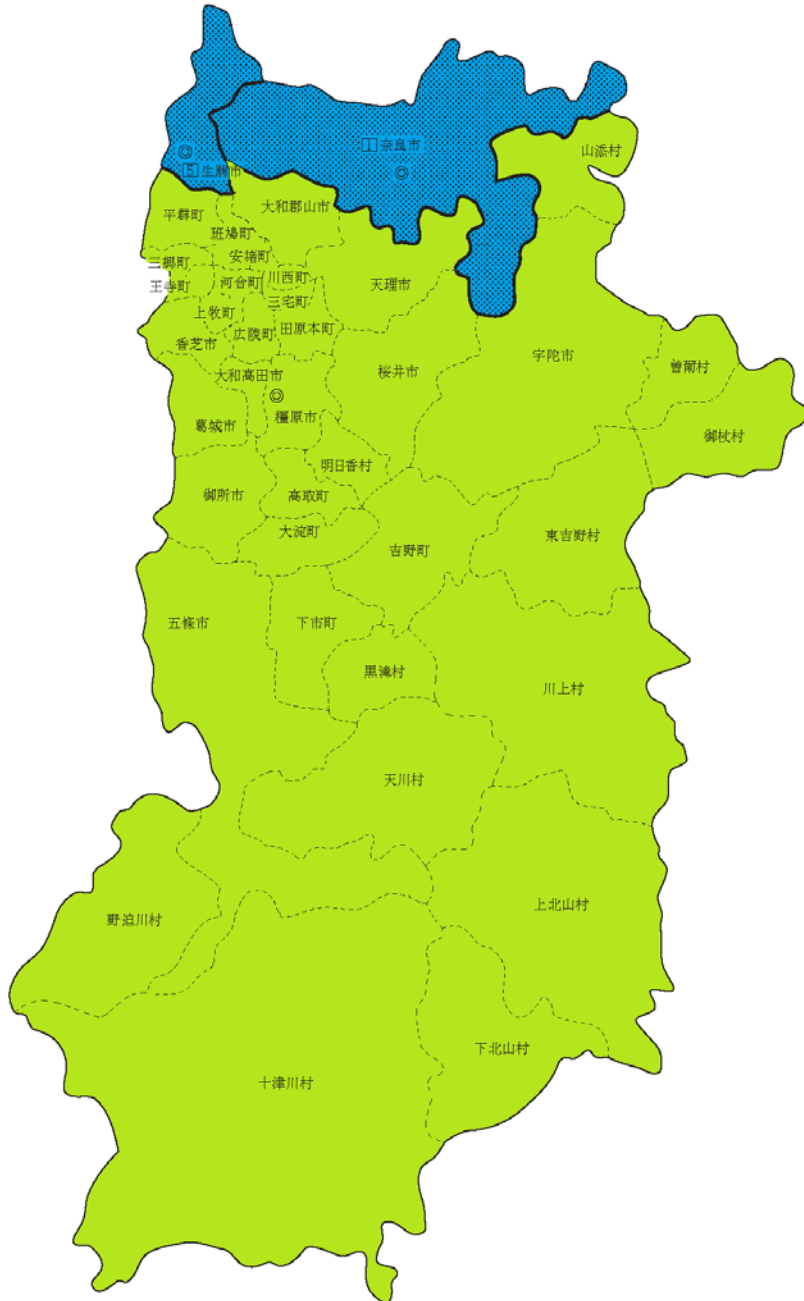
奈良県広域消防組合消防本部

・管轄人口 925,821人 ・管轄面積 3,360km<sup>2</sup> ・職員数 1,289人

### ○広域化に係るスケジュール

(平成28年度)通信部門統合

(平成33年度)現場部門統合



### 【構成消防本部の現況】

平成24年4月1日現在

本部名	管轄人口	面積 (km <sup>2</sup> )	署所 数	車両 登録数	職員数	職員 条例定数
<b>合計</b>	<b>925,821</b>	<b>3,360</b>	<b>36</b>	<b>169</b>	<b>1,289</b>	<b>1,351</b>
山辺広域行政事務組合消防本部	121,128	184	4	19	162	165
桜井市消防本部	60,501	99	3	10	76	78
五條市消防本部	38,750	964	3	16	100	100
大和郡山市消防本部	90,112	43	1	11	78	84
西和消防組合消防本部	146,407	73	4	17	167	179
宇陀広域消防組合消防本部	38,520	374	4	18	114	120
葛城市消防本部	36,545	34	1	8	45	50
吉野広域行政組合消防本部	14,560	904	2	9	64	66
中和広域消防組合消防本部	238,688	166	8	33	295	310
中吉野広域消防組合消防本部	28,798	323	4	13	74	74
香芝・広陵消防組合消防本部 (野迫川村)	111,308 504	41 155	2 —	15 —	114 —	125 —

# 平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績(平成27年4月1日現在)

## ○ 39ブロックが広域化し、そのうち9町村が非常備を解消

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等				
21.4.1	1	北海道	富良野広域連合消防本部	広域連合	富良野地区消防組合消防本部				
					上川南部消防事務組合消防本部				
	2	広島	東広島市消防局	事務委託	東広島市消防局 竹原広域消防本部				
22.4.1	4	東京	東京消防庁	事務委託	東京消防庁 東久留米市消防本部				
					3	福岡	久留米広域消防本部	一部事務組合	久留米市消防本部 福岡県南広域消防組合消防本部
23.4.1	5	富山	砺波地域消防組合消防本部	一部事務組合	砺波広域圏消防本部 小矢部市消防本部				
					6	兵庫	北はりま消防本部	一部事務組合	にしたか消防本部 加東市消防本部 加西市消防本部
23.11.28	7	奈良	五條市消防本部	事務委託					五條市消防本部 十津川村(非常備)
					23.12.1	8	山形	山形市消防本部	事務委託
9	北海道	砂川地区広域消防組合消防本部	一部事務組合	上砂川町消防本部 砂川地区広域消防組合消防本部					
				10					
11	茨城	ひたちなか・東海広域事務組合消防本部	一部事務組合		ひたちなか市消防本部 東海村消防本部				
					12	山口	宇部・山陽小野田消防局	一部事務組合	宇部市消防本部 山陽小野田市消防本部
24.10.1	13	滋賀	東近江行政組合消防本部	一部事務組合					東近江行政組合消防本部 愛知郡広域行政組合消防本部
					25.3.30	14	富山	新川地域消防本部	一部事務組合

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等			
25.3.31	15	青森	青森地域広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	青森地域広域消防事務組合消防本部 平内町(北部上北広域の構成町)			
					16	神奈川	小田原市消防本部	事務委託
	17	富山県	富山県東部消防組合消防本部	一部事務組合				
18					静岡県	志太広域事務組合志太消防本部	一部事務組合	焼津市消防本部 藤枝市消防本部
	19	埼玉	埼玉東部消防組合消防局	一部事務組合				久喜地区消防組合消防本部 加須市消防本部 幸手市消防本部 白岡市消防本部 杉戸町消防本部
20					埼玉	埼玉西部消防局	一部事務組合	所沢市消防本部 狭山市消防本部 入間市消防本部 埼玉西部広域消防本部
								21
22	大阪	泉州南消防組合泉州南広域消防本部	一部事務組合	泉佐野市消防本部 阪南岬消防組合消防本部 泉南市消防本部 熊取町消防本部				
				23	兵庫	西はりま消防本部	一部事務組合	たつの市消防本部 宍粟市消防本部 相生市消防本部 佐用町消防本部
24	兵庫	南但消防本部	一部事務組合					朝来市消防本部 養父市消防本部
				25	佐賀	佐賀広域消防局	広域連合	佐賀広域消防局 神埼地区消防事務組合消防本部
26	鹿児島	指宿南九州消防組合消防本部	一部事務組合					指宿地区消防組合消防本部 南九州市の川辺町・知覧町
				25.7.1	27	青森	弘前地区消防事務組合消防本部	一部事務組合

平成18年消防組織法改正以降の広域化の実績(平成27年4月1日現在)

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等
26.4.1	28	北海道	滝川地区広域消防事務組合消防本部	一部事務組合	滝川地区広域消防事務組合消防本部
					芦別市消防本部
					赤平市消防本部
	29	北海道	旭川市消防本部	事務委託	上川町 (上川中部消防組合の構成町)
					鷹栖町 (上川中部消防組合の構成町)
					旭川市消防本部
	30	北海道	大雪消防組合	一部事務組合	比布町 (上川中部消防組合の構成町)
					愛別町 (上川中部消防組合の構成町)
					当麻町 (上川中部消防組合の構成町)
					大雪消防組合
	31	大阪	大東四條畷消防本部	一部事務組合	大東市消防本部
					四條畷市消防本部
	32	奈良	奈良県広域消防組合消防本部	一部事務組合	中和広域消防組合消防本部
西和消防組合消防本部					
山辺広域行政事務組合消防本部					
香芝・広陵消防組合消防本部					
大和郡山市消防本部					
桜井市消防本部					
五條市消防本部					
宇陀広域消防組合消防本部					
葛城市消防本部					
中吉野広域消防組合消防本部					
吉野広域行政組合消防本部					
野迫川村(非常備村)					

広域化年月日	No	都道府県	広域化後の消防本部	広域化の方式	広域化前の消防本部等
26.4.1	33	佐賀	伊万里・有田消防本部	一部事務組合	伊万里市消防本部 有田町消防本部
	34	熊本	熊本市消防局	事務委託	熊本市消防局 高遊原南消防本部
26.10.1	35	大阪	富田林市消防本部	事務委託	富田林市消防本部 河南町消防本部
27.4.1	36	茨城	稲敷広域消防本部	一部事務組合	稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部 阿見町消防本部
	37	長野	上伊那広域消防本部	一部事務組合	伊那消防組合消防本部 伊南行政組合消防本部
	38	大阪	豊中市消防局	事務委託	豊中市消防本部 能勢町(非常備)
	39	宮崎	西臼杵広域行政事務組合消防本部	一部事務組合	高千穂町(非常備) 五ヶ瀬町(非常備) 日之影町(非常備)

○ 7ブロックが広域化の期日を明らかにし検討しており、そのうち1村が非常備を解消予定

広域化 予定日	No	都道府県	推進計画上の ブロック名	広域化の方式	重点地域	消防本部等
27.10	1	栃木	県1ブロックの一部	一部事務組合	指定済	黒磯那須消防組合消防本部
						大田原地区広域消防組合消防本部
28.4.1	2	北海道	十勝圏	一部事務組合	指定済	帯広市消防本部
						北十勝消防事務組合消防本部
						東十勝消防事務組合消防本部
						西十勝消防組合消防本部
						南十勝消防事務組合消防本部
	池北三町行政事務組合消防本部					
	3	埼玉	県6ブロックの一部	一部事務組合	指定済	草加市消防本部
						八潮市消防本部
	4	神奈川	県央西部地域の一部	事務委託	指定済	厚木市消防本部
						清川村(非常備)
	5	静岡	駿東伊豆地域の一部	一部事務組合	指定済	沼津市消防本部
						田方消防本部
						伊東市消防本部
						清水町消防本部
東伊豆町消防本部						
6	静岡	静岡地域	事務委託	指定済	静岡市消防局	
					島田市消防本部	
					吉田町牧之原市広域施設組合消防本部	
					牧之原市相良消防本部	
7	和歌山	新宮市・東牟婁郡ブロックの一部	事務委託	指定済	新宮市消防本部	
					北山村(非常備村)	

# 消防広域化重点地域の指定状況(平成27年4月1日現在)

## ○ 30ブロックが消防広域化重点地域に指定済

都道府県	指定時期	No.	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化予定時期		
北海道	H25 12月	1	滝川地区広域消防事務組合消防本部	滝川地区広域消防事務組合消防本部 芦別市消防本部 赤平市消防本部	滝川市・新十津川町・雨竜町 芦別市 赤平市	済 H26.4		
		2	夕張市を含む地域	夕張市消防本部	夕張市	未定		
		3	歌志内市を含む地域	歌志内市消防本部	歌志内市	未定		
		4	長万部町を含む地域	長万部町消防本部	長万部町	未定		
		5	旭川市消防本部	旭川市消防本部 上川中部消防組合消防本部(一部)	旭川市 上川町・鷹栖町	済 H26.4		
		6	大雪消防組合消防本部	大雪消防組合消防本部 上川中部消防組合消防本部(一部)	美瑛町・東神楽町・東川町 当麻町・比布町・愛別町	済 H26.4		
		7	十勝	帯広市消防本部 西十勝消防組合消防本部 北十勝消防事務組合消防本部 東十勝消防事務組合消防本部 南十勝消防事務組合消防本部 池北三町行政事務組合消防本部	帯広市 新得町・清水町・芽室町 音更町・士幌町・上士幌町・鹿追町 幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町 中札内村・更別村・大樹町・広尾町 本別町・足寄町・陸別町	H28.4		
宮城	H26 12月	8	県南ブロックの一部	亶理地区行政事務組合消防本部 岩沼市消防本部	亶理町・山元町 岩沼市	未定		
茨城	H26 3月	9	茨城消防救急無線・指令センター運用協議会	水戸市消防本部 土浦市消防本部 石岡市消防本部 常陸太田市消防本部 高萩市消防本部 北茨城市消防本部 笠間市消防本部 取手市消防本部 常陸大宮市消防本部 那珂市消防本部 つくば市消防本部 かずみがうら市消防本部 小美玉市消防本部 茨城町消防本部 大洗町消防本部 大子町消防本部 茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部 筑西広域市町村圏事務組合消防本部 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 鹿行広域事務組合消防本部 鹿島地方事務組合消防本部	水戸市・城里町 土浦市 石岡市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 常陸大宮市 那珂市 つくば市 かずみがうら市 小美玉市 茨城町 大洗町 大子町 古河市・下妻市・常総市・坂東市・八千代町・五霞町・境町 結城市・筑西市・桜川市 常総市・守谷市・つくばみらい市 潮来市・行方市・銚田市 鹿嶋市・神栖市	未定		
		10	稲敷広域消防本部	阿見町消防本部 稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部	阿見町 龍ヶ崎市・牛久市・稲敷市・美浦村・河内町・利根町	済 H27.4		
		栃木	H27 3月	11	県1ブロックの一部	大田原地区広域消防組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部	大田原市・那須塩原市 那須塩原市・那須町	H27.10
		埼玉	H26 2月	12	第6ブロックの一部	草加市消防本部 八潮市消防本部	草加市 八潮市	H28.4
			H26 9月	13	第1ブロックの一部	上尾市消防本部 伊奈町消防本部	上尾市 伊奈町	未定
		神奈川	H25 12月	14	県央西部ブロックの一部	厚木市消防本部 清川村(非常備)	厚木市 清川村	H28.4
		長野	H25 8月	15	上伊那広域消防本部	伊那消防組合消防本部 伊南行政組合消防本部	伊那市・辰野町・箕輪町・南箕輪村 駒ヶ根市・飯島町・中川村・宮田村	済 H27.4

都道府県	指定時期	No.	本部名又はブロック名	消防本部	市町村	広域化予定時期
静岡	H26 4月	16	駿東伊豆地域	沼津市消防本部 伊東市消防本部 清水町消防本部 東伊豆町消防本部 田方消防本部 下田西伊豆地区 下田消防本部 三島市消防本部 裾野市消防本部 長泉町消防本部 熱海市	沼津市 伊東市 清水町 東伊豆町 伊豆市・伊豆の国市・函南町 下田市・西伊豆町・松崎町・河津町・南伊豆町 三島市 裾野市 長泉町 熱海市	H28.4 未定 (H28.4) 未定
		17	岳南地域	富士宮市消防本部 富士市消防本部	富士宮市 富士市	未定
		18	静岡地域	静岡市消防局 島田市消防本部 吉田牧之原市広域施設組合消防本部 牧之原市相良消防本部	静岡市 島田市・川根本町 吉田町・牧之原市 牧之原市	H28.4
		19	中遠地域	袋井市森町広域行政組合消防本部 磐田市消防本部	袋井市・森町 磐田市	未定
		20	東遠地域	御前崎市消防本部 菊川市消防本部 掛川市消防本部	御前崎市 菊川市 掛川市	未定
		21	西遠地域	浜松市消防局 湖西市消防本部	浜松市 湖西市	未定
大阪	H26 2月	22	大東四條畷消防本部	大東市消防本部 四條畷市消防本部	大東市 四條畷市	済 H26.4
	H26 3月	23	豊中市消防局	豊中市消防本部 能勢町(非常備)	豊中市 能勢町	済 H26.4
		24	新南河内ブロックの一部	富田林市消防本部 河南町消防本部	富田林市 河南町	済 H26.10
和歌山	H27 3月	25	新宮市・東牟婁郡ブロックの一部	新宮市消防本部 北山村(非常備)	新宮市 北山村	H28.4
佐賀	H25 9月	26	伊万里・有田消防本部	伊万里市消防本部 有田町消防本部	伊万里市 有田町	済 H26.4
宮崎	H26 3月	27	県1ブロックの一部	西都市消防本部 宮崎県東児湯消防組合消防本部	西都市 高鍋町・新富町・木城町・川南町・都濃町	未定
		28	県1ブロックの一部	日南市消防本部 串間市消防本部	日南市 串間市	未定
		29	西臼杵広域行政事務組合消防本部	高千穂町(非常備) 五ヶ瀬町(非常備) 日之影町(非常備)	高千穂町 五ヶ瀬町 日之影町	済 H27.4
		30	県1ブロックの一部	諸塚村(非常備) 美郷町(非常備) 西米良村(非常備) 椎葉村(非常備)	諸塚村 美郷町 西米良村 椎葉村	未定

## 広域化が進まない理由(都道府県広域化ヒアリングにより聴取)

### (メリットが見いだせない)

- 地形的な理由(山地や海等で地域が分断)のため、広域化のメリットが見いだせない。メリットが限定的で十分ではない。
- すでに市町村合併、組合設立により広域化しているため、更なる広域化は必要ない。
- 指令の共同運用を実施、又は消防救急デジタル無線を整備しており、現在以上のメリット及び費用対効果が見込めない。

### (比較的小規模な消防本部側の懸念)

- 小規模本部が、都市部本部と広域化することにより周辺地域となり消防力が低下するという懸念。
- 市町村合併の印象から、広域化後、消防署が出張所になり、消防力が下がるのではないかと懸念。
- 広域化により大規模消防本部の消防力にあわせる必要があり、負担金が増えるのではないかと懸念。

### (比較的大規模な消防本部側の懸念)

- 現在の本部規模が適当で十分な消防体制であると考えている。
- 中心市や消防力に格差がある大規模な消防本部が、消防力流出を懸念し反対している。

### (地域とのつながりを優先)

- 地域に密着した消防業務を実施しており、地元と消防の結びつきが強い。
- 市と消防は一体であるべきとして広域化に反対。
- 合併により単独消防となった首長が、広域化により組合消防となることに抵抗がある。
- 市の防災部局や消防団との連携がとりにくくなることを懸念。

### (広域化を推進したいが調整が難航)

- 将来の財政負担増の懸念がある中、構成市の財政力が弱い、人件費の調整等が困難等の理由から、負担金割合の調整がつかない。
- 広域化の方式に対する意見の違い(事務委託、一部事務組合)により協議が停滞。
- 消防本部をどちらに置るか調整がつかない。
- 指令台、本部及び署所庁舎の整備時期の不一致。
- 組織体制(署所数)をめぐる首長の意見不一致。
- 県を数個に分けるブロックではメリットが見いだせないとし、広域化するなら県1体制が良いとする消防本部がブロック内にある。

### (市町村(長)側の要因)

- 市町村合併時の軋轢から、各首長が広域化に反対。
- 広域化のメリット(本部や指令の統合による現場要員の増強)を、市長部局から削減対象と捉えられてしまう。

### (その他)

- 消防救急無線のデジタル化の整備を優先してきた。指令業務の共同運用の協議を優先する。
- 比較的小規模な消防本部であるが、財政力が強く単独で消防が維持できる状況。



## 広域化実現団体における広域化が進んだ主な理由

### (首長、組合管理者の理解・リーダーシップ)

○消防本部名称・所在地、負担金割合、人員配置、各署所数等の重要調整項目についても、首長会議にて決定した。

### (経費の節減)

○高機能消防指令センター及び消防・救急デジタル無線設備において、広域化による負担軽減が想定されていた。

### (地域のつながり)

○市境に山や川など遮るものがなく、市街地等が一体化し都市形態も類似している。市民の行き来も頻繁で、元来地域間のつながりが強かった。

### (関係者間の緊密な調整)

○協議会発足前の検討会から、担当者による話し合いや各首長・各議会との調整を十分に行った。

### (単独消防による災害対応の限界)

○構成市町村が広域化の可能性を検討していた時期、構成市管内で集中豪雨により河川が氾濫し大規模な水害が発生。県内応援協定に基づき県内消防本部から応援に当たったが、応援協定に基づく出動の限界(即応性、指揮命令系統の分散など)を、広域化を検討中の首長が認識し、「効果的、効率的な災害対応を行うためには消防力の強化が必要であり、その為には消防広域化が有効な手段の一つである」との見解で一致した。

### (市町村合併による理由(行政区域と消防管轄地域の相違、広域化協議の開始))

○市町村合併により、A市域の大半をA市消防本部が、残りの区域をB組合本部(A市域以外の町も加入)が管轄する変則的な消防体制が長期的に続いており、B組合本部管内のA市住民からA市消防本部同様のサービスの提供について、再三要望がなされていたことを契機として、最終的にA市消防本部とB組合本部全体の広域化につながった。

### (広域化に向けた中心市の取組み)

○構成市町の中心市が、広域化の前年度に1市単独で消防はしご自動車を購入し広域化に前向きに取組んだ(広域化後、はしご自動車は組合消防の車両として使用することになり、他の組合構成市町の車両購入に係る負担が軽減された)。

### (消防力の均衡)

○構成市町村は同程度の消防力を有しており、他の構成市に消防力が流出し、将来的に特定市が財政負担増になる可能性が低かった。

### (給与調整と既存の組合の給与水準)

○既存組合の一般職員の給与水準が、構成市町の中心市に準じており、消防職員の給与水準も他の市町消防職員と比較し中間水準であった。

(参考)消防指令業務の共同運用の状況(平成27年4月現在)

運用開始	都道府県	消防本部
H11.4.1	静岡	・沼津市消防本部 ・清水町消防本部 ・三島市消防本部 ・裾野市消防本部 ・長泉町消防本部
H19.4.1	三重	・四日市市消防本部 ・桑名市消防本部
H20.4.1	石川	・金沢市消防局 ・津幡町消防本部 ・かほく市消防本部 ・内灘町消防本部
H22.4.1	千葉	・柏市消防局 ・我孫子市消防本部
H23.4.1	兵庫	・宝塚市消防本部 ・猪名川町消防本部 ・川西市消防本部
	兵庫	・尼崎市消防局 ・伊丹市消防局
H23.5.25	大阪	・箕面市消防本部 ・豊能町消防本部
H23.10.1	埼玉	・熊谷市消防本部 ・行田市消防本部
H24.3.1	福島	・会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部 ・喜多方地方広域市町村圏組合消防本部
	愛知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊橋市消防本部</li> <li>・豊川市消防本部</li> <li>・新城市消防本部</li> <li>・蒲郡市消防本部</li> <li>・田原市消防本部</li> </ul> <p>H16.10.1 共同運用開始 (H20.4.1加入) (H22.4.1加入) (H24.3.1加入)</p>
H24.4.1	静岡	・掛川市消防本部 ・御前崎市消防本部 ・袋井市森町広域行政組合袋井消防本部 ・菊川市消防本部 ・磐田市消防本部
	愛知	・知多市消防本部 ・東海市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・知多中部広域事務組合消防本部 ・常滑市消防本部 ・大府市消防本部
	岡山	・津山圏域消防組合消防本部 ・美作市消防本部 ・真庭市消防本部
H24.12.1	愛知	・瀬戸市消防本部 ・尾張旭市消防本部
H25.4.1	埼玉	・上尾市消防本部 ・伊奈町消防本部
	愛知	・海部東部消防組合消防本部 ・愛西市消防本部 ・蟹江町消防本部 ・津島市消防本部 ・海部南部消防組合消防本部

運用開始	都道府県	消防本部
H25.4.1	愛知	・尾三消防本部 ・長久手市消防本部 ・豊明市消防本部
	千葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉市消防局</li> <li>・市原市消防局</li> <li>・成田市消防本部</li> <li>・富里市消防本部</li> <li>・栄町消防本部</li> <li>・袖ヶ浦市消防本部</li> <li>・富津市消防本部</li> <li>・佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部</li> <li>・長生郡市広域市町村圏組合消防本部</li> <li>・夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部</li> <li>・匝瑳市横芝光町消防組合消防本部</li> <li>・安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部</li> <li>・香取広域市町村圏事務組合消防本部</li> <li>・銚子市消防本部</li> <li>・印西地区消防組合消防本部</li> <li>・四街道市消防本部</li> <li>・木更津市消防本部</li> <li>・君津市消防本部</li> <li>・旭市消防本部</li> <li>・山武郡市広域行政組合消防本部</li> </ul>
H25.4.18	千葉	・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部
H25.10.10	山口	・下関市消防局 ・美祢市消防本部
H26.1.1	富山	・砺波地域消防組合消防本部 ・氷見市消防本部 ・高岡市消防本部
H26.4.1	広島	・尾道市消防局 ・丸亀市消防本部 ・多度津町消防本部 ・三原市消防本部 ・善通寺市消防本部
	香川	
H27.4.1	埼玉	・坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ・西入間広域消防本部
	神奈川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市消防局</li> <li>・三浦市消防本部</li> <li>・葉山町消防本部</li> </ul> <p>H25.4.1 共同運用開始 (H27.4.1加入)</p>
	神奈川	・座間市消防本部 ・海老名市消防本部 ・綾瀬市消防本部
	山梨	・都留市消防本部 ・大月市消防本部 ・上野原市消防本部
	大阪	・池田市消防本部 ・豊中市消防本部
	和歌山	・和歌山市消防局 ・紀美野町消防本部 ・海南市消防本部 ・那賀消防組合消防本部
徳島	・美馬市消防本部 ・美馬西部消防組合消防本部	

(参考) 消防指令業務の共同運用を予定している団体(平成27年4月現在)

運用開始 予定日	都道府県	消防本部	運用開始 予定日	都道府県	消防本部	
H27.7.6	大阪	・枚方寝屋川消防組合消防本部 ・交野市消防本部	H28.4.1	福岡	・久留米広域消防本部 ・大川市消防本部 ・大牟田市消防本部 ・甘木・朝倉消防本部	
H27年10月	栃木	・大田原地区広域消防組合消防本部 ・南那須地区広域行政事務組合消防本部 ・塩谷広域行政組合消防本部		鹿児島	・八女消防本部 ・柳川市消防本部 ・筑後市消防本部 ・みやま市消防本部	
		静岡	・三島市消防本部 ・裾野市消防本部 ・長泉町消防本部	岩手	・北上地区消防組合消防本部 ・奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	
H28年2月	神奈川	・茅ヶ崎市消防本部 ・寒川町消防本部	H28.6.1	茨城	・盛岡地区広域消防組合消防本部	
H28.4.1	青森	・十和田地域広域事務組合消防本部 ・三沢市消防本部			・常陸太田市消防本部 ・北茨城市消防本部 ・常陸大宮市消防本部 ・高萩市消防本部 ・土浦市消防本部 ・取手市消防本部 ・石岡市消防本部 ・かすみがうら市消防本部 ・茨城町消防本部 ・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 ・茨城西南地方広域市町村圏事務組合消防本部	・大洗町消防本部 ・鹿島地方事務組合消防本部 ・鹿行広域事務組合消防本部 ・大子町消防本部 ・水戸市消防本部 ・笠間市消防本部 ・那珂市消防本部 ・小美玉市消防本部 ・筑西広域市町村圏事務組合消防本部
	群馬	・高崎市等広域消防局 ・渋川広域消防本部 ・富岡甘楽広域消防本部	・利根沼田広域消防本部 ・多野藤岡広域消防本部 ・吾妻広域消防本部	H28年度	三重	・桑名市消防本部 ・四日市市消防本部 ・菰野町消防本部
	静岡	・富士市消防本部	・富士宮市消防本部			H19.4.1 共同運用開始 (H28年度加入予定)
	愛知	・犬山市消防本部 ・江南市消防本部 ・丹羽広域事務組合消防本部	・小牧市消防本部 ・岩倉市消防本部 ・西春日井広域事務組合消防本部	H29年度	神奈川	・平塚市消防本部 ・二宮町消防本部
	愛知	・一宮市消防本部	・稲沢市消防本部		福岡	・福岡市消防局 ・粕屋南部消防組合消防本部 ・粕屋北部消防本部 ※筑紫野太宰府消防組合消防本部(H35年度加入予定) ※糸島市消防本部(H41年度加入予定)
	大阪	・吹田市消防本部	・摂津市消防本部	H30.4.1		愛知
	奈良	・奈良市消防局	・生駒市消防本部	H32.4.1	千葉	・市川市消防局 ・浦安市消防本部 ・鎌ヶ谷市消防本部 ・松戸市消防局 ・流山市消防本部 ・野田市消防本部 ・柏市消防局 ・我孫子市消防本部 ・船橋市消防局 ・八千代市消防本部 ・習志野市消防本部
	和歌山	・橋本市消防本部 ・伊都消防組合消防本部	・高野町消防本部			H25.4.18 共同運用開始  H22.4.1 共同運用開始  H32.4.1 11消防本部にて 共同運用開始予定
	和歌山	・田辺市消防本部	・白浜町消防本部	H32.4.1	千葉	H25.4.18 共同運用開始  H22.4.1 共同運用開始  H32.4.1 11消防本部にて 共同運用開始予定
	沖縄	・豊見城市消防本部 ・宮古島市消防本部 ・石垣市消防本部 ・東部消防組合消防本部 ・比謝川行政事務組合ニライ消防本部 ・島尻消防・清掃組合消防本部 ・名護市消防本部	・うるま市消防本部 ・宜野湾市消防本部 ・久米島町消防本部 ・中城北中城消防本部 ・金武地区消防衛生組合消防本部 ・糸満市消防本部 ・国頭地区行政事務組合消防本部			
・伊江村(非常備) ・粟国村(非常備) ・北大東村(非常備) ・多良間村(非常備)		・渡嘉敷村(非常備) ・渡名喜村(非常備) ・伊平屋村(非常備) ・竹富町(非常備)	・座間味村(非常備) ・南大東村(非常備) ・伊是名村(非常備) ・与那国町(非常備)			

23地域 113消防本部(12非常備町村)